# 「人事異動は最大の勤務条件」である。真の

## 働き方改革を更に推進せよ ļ

## 関係各課に伝える







発行所 三豊教育会館内 香教組三観支部 編集人情宣部 TEL 0875-25-3761 http://www.niji.jp

多

忙

化

を 解

消

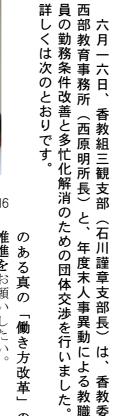
方に

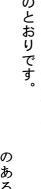
基づき、

実施して

場

/ home/kazuo-t / sankanshibu/ と、年度末人事異動による教職の(石川謹章支部長)は、香教委 働きやすい職 で をすすめよう!





推進をお願いしたい。 のある真の「働き方改革」の 教員免許更新制が廃止とな

導をお願いしたい。 とのないよう適正な運用と指 って、返って多忙化が増すこ ったが、 新たな「研修」によ

件」と考える。よりきめ細か 「人事異動は最大の勤務条

仲多度合同庁舎6.16 交渉する三観支部代表

信頼関係で成り立っている。 事務所の関係や歴史は、互いの しくお願いしたい。 原所長が新しく就任したがよろ 支部長 三観支部と西部教育 西

たきめ

細かい人事をするこ

本人の家庭の事情を考慮し

立場である。この制度を、 この導入・ 制)」が、 議案(一年単位の変形労働時間 措置条例の一部を改正する条例 において「給与等に関する特別 21年3月19日に、香川 要するので 運用に関して反対の 決された。香教組は、 は なく、 実効性 県議会 強制

ついて》 《二〇二二年度末人事異動に

こと。 配慮して欲しい。 希望をできるかぎり実現する 組合 私たちの人事異動の やめてしまうケースがある。 新採教員が早 、段階で

教育委員会の意見を聞きなが した上で、 所長 本人の事情等も考慮 基本方針と基本的 市町 (学校組合) な考え

人事をお願いする。

明らかにし、 異動については、その基準を 条件の大きく変わるすべての 流人事・僻地人事など、 地域間交流人事· 一ヶ月前に内示 校種間 勤務 所 長

異動については、県教育委員 いる。 会において議決後に公表して に基づき実施している。人事 や人事異動の 所 長 人事異動の基本方針 基本的な考え方

間の情報の共有など、 徒の指導、 2校の兼務になり、 学級担任も任されている。生 くい面が多い。 組合 新採教員が中学校で 保護者対応、教師 その上、 やりに

すること!

《三〇人学級について》 三〇人学級を実現し児童

重大悪質な企業には「司法処分」で対処する。) 二〇〇一年四月六日 ②使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。 ①労働時間を適正に把握し、労働時間を適切に管理する義務を有する。 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について(抜粋) 残業時間の上限設定等、 改善を指示すること。 厚生労働省 通

むを得ない事情があった。 所 長 教科の需給など、

西原所長

しっかりと聞き取って欲しい

日も現場の声を届ける、

このような状況が重ならない よう校長にも指導して欲しい し、教員の 組合 校内人事。来年度に向け、 の裁量、学級担任について 2校兼務については 人数を増やして欲

事異動については一週間前ま 人の意志確認をしている。 わる人事異動についても、 ている。 でにお知らせをするようにし ¥る人事異動についても、本 □同様。)また、任命権者が変 所長 (新規採用者について 居 (泊) を伴う人

B

ح

ーフ)、 だ現場においては、再任用(ハ 支援学級在籍の 増やして欲しい。また、特別 務でない人も増えている。 クールサポーター等の一日勤 が実現した。ありがたい。 校全学年での少人数学級編成 して欲しい。正規採用の人を 任用の人は定数外でカウント 組合 時間講師、 22年度より、 児童・生徒も 支援員、ス 小中 再

評価を、

勤勉手当にリ

年 -度より、 所 長 県 小学校・中 教委としては、 -学校:

貫で50歳代以上 て参観授業後の

一の教員に

治指導

面

前から、

働き方改革

て欲しい。

人数に入れての

学級

帰制にし

三豊市のある中学

更を伝えればよいのか。 とだが、どのように希望や変 望は、言ってくださいとのこ ームグランド、座布団)の えた場合、「**主たる勤務地**」(ホ 地域間交流人事を考

校長・市 事務所に言ってください。 (面談 希望を聞くようにしている。 後) 事情が変われば、 調査票・面談で本人 町教委を通じて西部

で半日日程にするなど簡素化

すること。

講師経験者を全員教諭採用

計画的な採用に努めている。 所 長 教員採用については

生徒の教育条件を改善するこ

案・教材研究ノー を求めないこと!

ある。 せないよう指導して欲し ら、校長や市町教委に提出 ていない。 組合 組合 働き方改革推進の面 学校訪問の授業など 提出している学校

分厚く、 させないこと。 シンプルにして欲しい。 組合 所 長 カラーになっている。 資料(冊子)が リンクしませ

きたい。 る。 学年で35人学級を実施 引き続き国に要望して して

めに学校訪問をすべての学校職場の多忙化を解消するた 《学校訪問·多忙化解消

授業を見ないこと。 指定しないこと。管理主事 望者だけにすること。 すること! 組合 授業参観や指導 教 科 は

請により実施している。 (学校組合)教育委員会の 所 長 学校訪問は、 各 市

とはない。 教育事務所から指示をするこ て計画・立案している。 合)教育委員会の指導を受け ては、各学校が市町(学校 日程や内容等に 西 0

公簿以外の書類の点検を行 所 長 組合 公簿以外の 西部教育事務所 <u>ا</u> ب 書類 0)

所

年度記 か 事 取り の止 ように 組んで欲し 望 簡素化できる所 した。 22

 $\bar{o}$ 

消すること。当面、 ること )時間を一日一時間は確保す 務時間を守り、 教職員の健康を守るため、 多忙化を解 教員の空 学年主

顧

任や教務主任、

安全・ たの 症 別室試験監督には、 学級担任に指示した。 るような家庭連絡を管理 る状況で別室受験が選 守 スなどの感染症が流 -の折に、 対策、 重に対応するべきでなかっ などの面 員が配置されていた。感染 合 安心、労働安全法の遵 生徒・教員の健康と ある学校で定期テス から考え、もっと 新型コロナウイル 学年 行 当日の と 択でき してい · 団 の 強が やりが らせて 以上、 たい。 係各課に よう、 分 善を求める。 \ \ \

18

時

間程

度) 頭の

の 時 場合が

間

数を持つ

年度初

めに各校に規定を

所

長

1

教

頭の場合が

6

間

2人教

教諭

1人

合

教

頭

0

) 持ち:

所

長

本日

お

伺

1

たことを関

いを持

って

働けるように

伝え、子どもや先生方が

感染症に 握して 感染症 長 せるべきではないと思 校医の 対 西 いない事実である。 の時期にあれば登 しての校長の 教育事務所では 判断も仰ぐべ 判断

校さ

いう指 など いない。 時 間 遅くまで働いている。下校 合 部部 0 適正 勤務 もある)、 活 教員は朝早く来て、 動 十分な明示、実憩時間は分割して 化 は1日2時 を 間が守られて お 願 休憩 11 心時間 間と L た

任に任せるべき生徒指

導 学

など 級担

と学年主任が、

本来、

合

ある学校では、

教頭

いると思う。

知

が必要である。

所

長

憩

感染症への対応をどのように考える?

組合

登校させるべきではない -所長回答

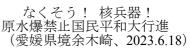
の教員 んとさせるべきである。 徒 団 仕事を学級担任に任せず2人だ の教職員への情報共有をきち 指 員に情 導や保護 めている。その上、 報を流してくれない。 護者対応に困る。 学年団 学

年 生

組

合

が減額されているにもかかわらず、 問をしている人がいる。 再任用フルの教員は給 時 部活動の正 間を聞 待遇 きた 改



3





4

色



交渉を行う仲多度合同庁舎

ミニ学習会 (三豊教育会館)

総合共済(給付あり。得はあっても損なし) (お祝い・お見舞い時など、給付申請を!)教職員賠償責任共済(いざという時、安心!)全教自動車保険(教職員の身分を守る!)くらしの賠償責任共済(他人のケガにも対応!



会

対組 三観支部 トップページ URL》 http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/」 《香教組

トップページ 香教組 URL

http://kakyoso.com/ 香粉細 <u>80.00111/</u> で、検索できます! 香教組 」



切り替え等どうす

れば ょ

-保険に切り

替

カ

・(香教組トップページからも入れます!) お得な情報発信中

記の平尾さんをお招き講師に全教共済からは、23年6月16日、「全

是非、一度見てね

い後、参加者から具体的な質問が出ました。明をいただきました。事の山口さん、県共済から書記の平尾さん「二学習会」を開催しました。講師に全教は三観支部(石川謹章支部長)は、23年6月(

# 一労働行為

不当

○労働組合法第7条で禁止されて いる不当労働行為とは (要約)

組合の加入・結成・行為等に対し、 差別を与えること

もなく拒否すること

労働組 合の 団体交渉を正当な理由

2

労働組 合の結成・ 運営に支配・介入すること

不当労働行為の申し立てに対 不利益な取り扱いをすること